平成２１年（フ）第７７号
佐賀県唐津市浜玉町横田下797番地
債務者　脇山　成敏
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第８１号
佐賀県唐津市富士見町２番18号
債務者　鈴木　弘子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１１０号
宮崎県都城市高城町穂満坊44番地２
債務者　前田さとみ
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１９０号
宮崎県日向市大字財光寺644番地３
債務者　中武　千草
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１９３号
宮崎県日向市大字財光寺4009番地２
債務者　日吉ヱイ子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１９４号
福島県郡山市安積２丁目237番地
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
神戸市西区伊川谷町有瀬1046―１―501
債務者　橋詰　清広
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
神戸市西区今寺４番地の２　ビレッジＩ207号
債務者　松元　新吾
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
兵庫県明石市西明石西町２丁目８―10―602
債務者　ド　カルモ　カルラ　カズコ
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
神戸市西区福吉台１丁目12―15、旧住所兵庫県加古川市平岡町新在家２丁目264―４
債務者　寺崎　浩二
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
神戸市西区福吉台１丁目12―15、旧住所兵庫県加古川市平岡町新在家２丁目264―４
債務者　寺崎なおみ（旧姓比江森）
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
兵庫県明石市小久保４丁目11―８―12
債務者　余川　　昇
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
兵庫県明石市小久保４丁目11―８―12
債務者　余川　深雪
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２５６号
兵庫県明石市鳥羽1493―１―102
債務者　香西美奈子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
兵庫県明石市二見町西二見958―101、旧住所兵庫県明石市二見町西二見2014―３―1101
債務者　田中とみゑ
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
兵庫県明石市西新町１丁目３―３
債務者　川合　弘士
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
兵庫県明石市西明石町４丁目６―16―303
債務者　伊本　修二
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
神戸市西区王塚台３丁目90―301
債務者　西村　孝美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係